

[事案 2024-72] 契約無効請求

・令和 6 年 11 月 21 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の説明不足等を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和 61 年 12 月に自分の父が転換して契約し、昭和 62 年 1 月に契約者の名義を父から自分に変更した終身保険について、以下等の理由により、契約を無効として既払込保険料を返還してほしい。もしくは、誤説明によって被った損害を賠償してほしい。

- (1) 募集人は、積立配当金が払込保険料合計額よりも減額される可能性があること、9 割以上も減額されることがありうることを、利回りの決定方法などを説明しなかった。その説明を聞いていたら本契約の申込みをするはずがない。
- (2) 申込書の契約者欄および保険金受取人欄には父の氏名が記載されているが、これは、自分が記入し、押印したものである。募集人から、便宜上、契約者を父にするようにと指示を受けたので、募集人から言われるがままに、申込書に署名押印した。契約から 1 か月余りで、父から自分へ契約者の変更が行われているため、何らかの脱法行為が行われた可能性がある。
- (3) 募集人は、申込書、ご契約のしおり・定款・約款、積立配当金や特別配当金、解約返戻金の計算書類等を提供していないため、募集人には、重要事実の不告知または不当な配当予測の説明を行ったことについて故意または過失があったことが明らかである。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 設計書記載の積立配当金と特別配当金は、契約者への支払いを保証するものではなく、当社が申立人に対し、設計書記載どおりの積立配当金と特別配当金を支払う旨の契約は成立していない。本契約の成立内容は、保険証券に記載されたとおりであり、配当金額等は本契約の契約内容ではない。
- (2) 設計書には、積立配当金および特別配当金は今後変動（上下）することがあること、将来のお支払額を約束するものではないことについて記載があり、申立人に対する説明義務・情報提供義務を果たしている。
- (3) 将来の積立配当金（特別配当金を含む）の変動を予想することができないので、予め、増減についてどれだけ変動するかといった説明をすることはできず、積立配当金（特別配当金を含む）が払込保険料合計額より減額される可能性や、9 割以上も減額されることがあり得ることを説明しなかったことが、情報提供義務を怠ったことにはならない。
- (4) 申込書のご契約のしおり・定款・約款の受領印欄には、契約者欄と同じ印影が押印されており、申立人の主張によっても、申立人は、ご契約のしおり・定款・約款を受領している。
- (5) 申込書は、契約者から保険会社に提出されるべき書類であって、契約者が保管すべき書類ではない。申込書を提出して申込みを受け、告知、初回保険料の入金、審査を経て、保険証券を当社が発行することによって契約が成立するため、当時、当社では、契約者に対して申込書を交付していなかった。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および申立人代理人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。